令和6年宮城県農作業安全確認運動実施要領

1 目 的

近年、様々な農業機械の普及、農業従事者の高齢化等により、機械操作のミス、過信と慣れによる安易な作業が重大事故に結びつき、依然として農作業死亡事故が発生している。

農作業死亡事故の更なる減少を実現するため、死亡事故が多発している農業機械作業や高齢者による事故について安全対策を強化することが重要である。

そこで、春と秋の農繁期にあわせた農作業安全運動実施期間及び農閑期に合わせた研修実施強化期間を 設定し、農作業事故を未然に防ぐための啓発活動を展開する。

- 2 主 催 農作業安全確認運動推進宮城県本部
- 3 実施地域 宮城県下一円
- 4 重点推進テーマ 学ぼう!正しい安全知識 ~機械作業の安全対策と熱中症の予防策~

5 実施内容

- (1) 広報媒体を活用した農業者に対する「注意喚起の実施」、「都道府県・地域単位の推進体制の強化」、「公道走行時の法令遵守」、「労災保険特別加入の促進」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範や GAP の周知・実践」を推進する。また、「農作業事故情報の収集と報告」の強化を行う。
- (2) 県段階、地域段階で農業者向けの農作業安全研修を開催し、「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の講習を行うことを重点的に推進する。研修・講習等については、単独で開催するだけでなく、既存の会議等に農作業安全の要素を付加することで、正しい知識の提供を行う取組も積極的に推進する。推進目標は「研修実施回数を令和5年よりも増やすこと」とする。

6 実施方法・実施期間

(1) 声かけ運動とポスター等を活用した啓発活動

昨年度から引き続き、春期と秋期を実施期間とし『徹底しよう!農業機械の転落・転倒対策』を農 作業安全確認運動のスローガンとして、以下の啓発活動を行う。

- ○春期:令和6年3月1日から令和6年6月30日まで
- ○秋期:令和6年9月1日から令和6年11月30日まで
- ① 声かけ運動

農業者への直接的な声かけに加えて、ラジオ放送、有線無線、広報誌等の媒体を活用し、農業者 に対する声かけを実施する。

- ② ポスター等を活用した啓発活動 安全確認運動のポスターやウェブサイトを活用し、農作業安全の啓発活動を強化する。
- (2)「農作業安全に関する研修」の企画及び実施
 - (1)の春期・秋期の実施期間に加えて、以下のとおり研修実施強化期間を設け、地域の農業者がより参加しやすい方法で、「農作業安全に関する指導者」等を活用しながら農作業安全に関する研修を実施する。
 - ○熱中症対策研修実施強化期間:令和6年5月1日から令和6年7月31日まで
 - ○農作業安全研修実施強化期間:令和6年12月1日から令和7年2月28日まで
- (3) 地区活動

県及び県本部員が所属する各組織等は、各地域単位での農作業安全推進会議等を開催し、地域における関係機関の連携や情報共有、普及啓発方策の検討等を行う。